

国民健康保険の脱退手続き

●国民健康保険から職場などの健康保険に変わったときは、14日以内に手続きが必要です

職場等の健康保険に加入した場合（被扶養者の認定も含む）は、国保から脱退する手続きが必要です。手続きは会社等では行いませんので、必ずご本人、世帯主もしくは住民票上同一世帯の方が手続きをしてください。

●脱退手続きができる方

職場等の健康保険に加入した方ご本人、世帯主もしくは住民票上同一世帯の方

※住民票上の世帯が異なる方が手続きをする場合は、委任状が必要です。

※お仕事で窓口に来られない方は郵送でも手続きが可能です。下記問い合わせ先にご連絡ください。

●脱退手続きに必要なもの

- ①職場の健康保険に加入された方全員分の新しい保険証（コピーでも可）
- ②職場の健康保険に加入された方全員分の今まで使用していた国民健康保険の保険証（原本）
- ③委任状（住民票上の世帯が異なる方が手続きをする場合）
- ④世帯主と脱退する方のマイナンバー（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード）
- ⑤窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）

●職場の健康保険に加入後、国民健康保険の保険証で受診した場合

国民健康保険以外の健康保険に加入すると、新しい健康保険の資格を取得した日から国民健康保険の保険証は使えません。職場の健康保険の保険証がまだ届いていないからといって、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診すると、医療費の7割（高齢受給者証をお持ちの方は7割または8割、義務教育就学前の方は8割）を、市に返還していただくことになります。（※市に返還した後、職場の健康保険に請求できます。）

このようなことがないように、脱退の手続きは早めにしていただき、国民健康保険の保険証は必ず市にお返しください。

なお、新しい職場の保険証が届くまでに医療機関等を受診される場合は、医療機関に保険証が変わった旨をお伝えいただくか、職場の担当者にご相談し、指示を受けてから受診してください。

●脱退手続きが遅れると・・・

国民健康保険と職場の健康保険の保険料を2重に支払うことになります。また、脱退手続きをされないままだと、納付された国民健康保険料をお返しできなくなることがあります。

様式は長門市ホームページからダウンロードできます

長門市ホームページ（トップページ）＞健康・福祉＞保険＞国民健康保険＞様式ダウンロード

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/site/kokuho/2175.html>

問い合わせ先

長門市役所総合窓口課
保険管理班

TEL 0837-23-1130

FAX 0837-22-8399